

社会福祉法人江和会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江和会の役員等の報酬について定めるものである。ただし、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

- (1) この法人の全理事の報酬総額は年間500万円以内とする。
- (2) この法人の全監事の報酬総額は年間200万円以内とする。
- (3) この法人の評議員は定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支払うことができる。
- (4) この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は年間100万円以内とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

4 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事、監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員等の業務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合、別表2により報酬を支払うことができる。

4 監事が法人指導検査への立ち会い及び運営状況の指導又は、監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給の方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の支給日)

第7条 役員等の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

(兼務)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年5月29日から適用する。

平成30年3月23日一部改正。同日より施行する。

平成30年12月20日一部改正。同日より施行する。

令和元年12月26日一部改正。同日より施行する。

役員報酬表

別表 1

	報酬
理事会出席報酬	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円
評議員会出席報酬	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円

別表 2

	報酬
理事長業務報酬	4時間未満 10,000円 4時間以上 20,000円
理事、評議員業務報酬	4時間未満 8,000円 4時間以上 16,000円
監事業務報酬	4時間未満 9,000円 4時間以上 18,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	4時間未満 8,000円 4時間以上 16,000円

別表 3

宿泊費	日 当	旅 費
一泊10,000円を限度とする。	1日 2,000円 半日 1,000円	実費支給